

静岡県告示第421号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、静岡県水産技術研究所富士養鱒場観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 委託先

(1) 所在地

富士宮市弓沢町150番地

(2) 名称及び代表者の氏名

静岡県猪之頭公園運営協議会

会長 須藤秀忠

2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで